

「人にやさしい住宅」助成

町では、平成24年度から住宅を対象とした2つの事業を新しくスタートさせます。

町民の安全・安心な暮らしを守り、活力ある「栗山力」を充実させる「人にやさしい住宅助成事業」。

町の輝きを高め、低炭素型社会の実現や再生可能エネルギー資源の活用を促進する「住宅用太陽光発電システム設置助成」。

町民のみなさんが将来に希望の持てる活力ある町づくりを進めますので、ご理解・ご協力をお願いします。

住宅のバリアフリー改修、耐震改修および老朽住宅の解体工事により住環境を改善する場合に、その費用の一部を助成します。

■対象者

町内に住所を有し、かつ住宅を所有しており、町税などを滞納していない方が対象です。ただし解体工事については町外在住でも可能です。

■対象工事

- ①バリアフリー改修工事
町内にある住宅で、手すりの設置や段差解消、引戸への取替えなど、バリアフリー性能を向上させるための改修工事（※介護保険制度の住宅改修との重複はできません）
- ②耐震改修工事
耐震診断の結果、「耐震性能が不足している」と判断された住宅で、建築基準法などに適合するよう耐震改修する工事
- ③解体工事
町内にある住宅で、老朽化が著しく、周囲の景観などを損なう住宅の解体工事

■対象施工事業所

町内に事業所のある法人または町内に住所のある個人事業所で、ともに建設業の許可を受けている事業所

■助成率

- ①バリアフリー改修工事
10万円以上の工事で3割以内
※限度額30万円
 - ②耐震改修工事
50万円以上の工事で2割以内
※限度額50万円
 - ③解体工事
50万円以上の工事で2割以内
※限度額20万円
- 対象期間
平成27年3月31日まで
- 申請・問合わせ先
町建設水道課技術グループ
☎7513

「住宅用太陽光発電システム」設置補助

環境にやさしい、持続可能な地域社会の実現のため、これから10年間「住宅用太陽光発電システム」を設置する方に、設置費用の一部を補助します。

■対象者

①町民および町民になる予定の方で、新築または既存の住宅に「太陽光発電システム」を設置する方、もしくは同システムが敷設された建売住宅（新築に限る）を購入する方で、本人および同居する家族が町税などを滞納していない方が対象です。

※システム設置後2年間、その運転状況などの報告をしていただきます。

■補助対象経費

- ①太陽電池モジュール設置費
- ②架台設置費
- ③接続箱設置費
- ④直流側開閉器設置費
- ⑤インバータ設置費
- ⑥保護装置設置費
- ⑦発生電力量計設置費
- ⑧余剰電力販売用電力計設置費

■補助金額

- ①太陽電池最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に48000円を乗じて得た額
- ②補助金の額の上限は21万円（補助金の算出額に10000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）

■申請方法

①申請期間
平成24年4月1日から随時受け付けます。

②提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・町税・使用料等納入状況調査承諾書
- ・設置承諾書
- ※借地・借家の場合のみ

■申請・問合わせ先

町環境生活課生活安全グループ
☎7510

太陽光発電

お気軽にご相談ください!!

国(J-PEC)と栗山町からの補助金があります。

と eco 電化

光熱費と地球のこと考えてみませんか?

小室電機株式会社

TEL:0123-72-1200 FAX:0123-72-3002

小室電機 検索



電気で空気を元気に!

太陽光発電システム SHARP

あったかエアコン IHクッキングヒーター エコキュート

Panasonic HITACHI MITSUBISHI

鳥山電気 TEL.(0123)72-1557

【広告】

【広告】

北洋銀行 リフォームローン

「太陽光発電装置設置工事」の
リフォームで、栗山町に
お住まいの方なら **年2.8%** 変動金利 保証料は金利に含まれます (店頭基準金利年4.0%)

◆返済額は北洋銀行栗山支店で試算いたします。◆リフォーム商品に関する「商品説明書」を店頭にご用意しております。または、ホームページでもご覧いただけます。◆ご注意…お申込みの際は、当行所定の審査がございます。審査結果によりましては、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。

【北洋ライフプラスローン「リフォームローン」お取り扱い条件】
ご利用いただける方：次のすべての条件を満たす個人の方とさせていただきます。
●お申込時の年齢が満20歳以上でローン返済時の年齢が満70歳未満の方。
お使いみち：お申込みご本人または同居のご家族が所有する物件に関するリフォーム資金。
お借入限度額：10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
お借入期間：6ヶ月以上15年以内(6ヶ月単位)
保証・保証料：ノースシジフィック(株)、(株)オリエンコーポレーション、(株)セディナ、(株)ジャックスのいずれかの保証といたします。
連帯保証人：以下の場合を除き原則不要です。
●保証会社が必要と認めた場合。
●リフォーム物件の所有者がお借主と異なる場合は、所有者の方が連帯保証人として必要となります。
【適用金利についてのご注意事項】
●上記金利は平成24年4月2日(月)現在のものです。
●店頭基準金利は、当行の定める短期プライムレートを基準として決定いたします。短期プライムレートは将来見直すことがありますので、お申込時とお借入時に適用される金利が異なる場合があります。
●お取引ポイントの内容は、店頭またはホームページでご覧いただけます。

〈お問い合わせ先〉北洋銀行 栗山支店 TEL.0123-72-1420
平日/9:00~17:00

住民参加によるまちづくり

栗山町まちづくり100人委員会 提言書

地域防災について

「栗山町まちづくり100人委員会」(尾崎政春委員長)は、『町民による町民のためのまちづくり』を実現するため、自主的・自立的な組織として平成21年3月から活動しています。

「100人委員会」におけるこれまでの町への提言については、平成21年度に4項目(指定管理者制度の町民理解、ごみ処理方式の合意形成、エコビレッジ湯地の丘の販売促進、町営バス(運行)、平成22年度に1項目(地域医療の安定的確保)の提言書を町に提出しています。

3年目となる今年度の活動では、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響なども踏まえ「地域防災態勢の構築」を提言テーマとし、講師を招いての研修会や防災マップを広げての議論など、1年間をかけて協議を重ねてきました。



(尾崎委員長から提言書を受け取る榎原町長)

その議論を重ねた結果が「震災への備えの具体化と防災意識の発揚に向けた取り組みの推進」と題した提言書としてまとめられ、今年1月26日に尾崎政春委員長から榎原紀昭町長に手渡しました。

なお、町からの提言に対する回答は、3月29日に「100人委員会」へ回答しています。

100人委員会の提言内容と町からの回答内容(抜粋)

100人委員会からの提言		町からの回答
項目	内容	
避難所や広域避難場所に関すること	民間の企業や団体との震災時における施設利用(主にお寺や教会、ホテル、JA施設など)に関する連携協定の締結を進めること	現在の避難所・広域避難場所は、地域の実情と合致していない部分もあり、今後、まちづくり協議会や町内会・自治会などと協議しながら見直しを進めます。収容人員の不足などがあれば、民間企業や団体などとの連携を協議します。
防災情報の周知に関すること	洪水・地震マップをルーズリーフ式とし、各町内会単位等で見開き状態にすること。また、「我が家の防災計画」として各家庭が自由に記入することができる欄を設けるなど日常的に目に止まるよう工夫すること	洪水・地震マップは、防災対策の見直しを進めながら、新しく使いやすい形式で作成します。防災意識を高めるため、各家庭に必要なことが書き込めるなど工夫したものとします。
要援護者への対応のあり方に関すること	要援護者の把握とその実態に対応した援護態勢の準備、要援護者向けの避難所や広域避難場所のあり方を検討すること	要援護者の把握は、個人情報保護との兼ね合いもありますが、地域との協力のもと情報共有を検討します。また、福祉避難所も協定締結に向け進めます。
防災意識の向上と防災マニュアルの策定に関すること	災害発生時に居た場所や季節に応じた防災マニュアルの策定と小・中・高校における防災体験施設の活用など実効性のある防災学習を推進すること	場所、季節に応じた防災マニュアルの作成に着手します。また、子どもたちについても、地域との協力のもと、防災体験の機会を広げ、意識の高揚を図ります。

※「100人委員会」からの提言内容および町からの回答内容の詳細については、広報4月号折込の「栗山町まちづくり100人委員会だより」に掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

みんなのできる まちの憲法

⑥

くりやまの自治基本条例を“考える講演会”を開催します。

全国初の条例制定のまち“ニセコ町”の片山町長が、その意義を語る！

町では、くりやまの自治基本条例をつくる会との共催により、広く町民の皆さんと自治基本条例の意義や必要性を学ぶことを目的に講演会を開催します。今後の本格的な町民参加に向けたキックオフ事業です。自治基本条例とは何か、ニセコ町・片山町長が解説します。詳細については、今月号の折込チラシをご覧ください。

【日時】4月11日(水) 18:30~20:40

【場所】カルチャープラザ「Eki」多目的ホール(1階)

【講師】北海道ニセコ町長 片山 健也 氏

「情報共有と町民参加のまちづくり ~なぜ自治基本条例は必要か?~」

- ・町民との徹底した情報共有から、町民の参加によるまちづくへ
- ・自治基本条例の意義と策定プロセスについて
- ・ニセコ町における条例の理念にもとづく具体的な取り組みについて

【問い合わせ】町経営企画課地域政策グループ ☎73-7502



くりやまの自治基本条例をつくる会

活動中!!

町民が考える自治基本条例づくりを目指して

H24年度の「多様な町民参加手法」に向けたワークショップ学習会を開催!

つくる会(高橋慎代表)では3月9日、13回目となる全体会議を開催。今回は、千葉県流山市や東京都多摩市などで、住民主体の自治基本条例策定を支援した(財)日本総合研究所主任研究員の今井邦人さん(神奈川県在住)を招き、「多様な町民参加の機会づくり」をテーマにワークショップ学習会を開催しました。町民参加の手法に詳しい今井さんは「ワークショップ手法の良さは、全然違う立場の人がいろいろな知恵を出し合えること」と話し、話題提供や対話の場の作り方、コツなどを参加者に伝授しました。その後、町職員調査研究チームのメンバーなどを含めた20人が4班に分かれ意見交換を開始。多様な町民参加に向け“どんな人たちと…”、“どのような問いかけ・議論を…”と意見を出し合いました。



▲講師の今井氏より千葉県流山市などの先進事例紹介を受けて、今後進める幅広い町民参加の手法について議論

3つの作業チームを編成し、調査・研究のまとめと町民参加の方法を検討中。

つくる会では、「町民参加検討チーム」、「調査・研究チーム」、「論点整理チーム」の3作業チームを編成し、昨年7月から進めた学習・議論のまとめと、今年4月以降の幅広い町民参加の機会づくりについて検討しています。会議は月に1~2回。仕事を終えた夜18:30から集まり議論を重ねています。今回は、「調査・研究チーム」の活動状況についてお知らせします。

調査・研究チーム	開催日	調査研究の内容
第1回会議	1月12日	◎町民・議会・行政の「情報共有のあり方」について ◎町の重要課題に対する町民参加機会の保障について
第2回会議	1月26日	◎満20歳未満の子どものまちづくりへの参加について ◎コミュニティ(町内会・町民団体等)の役割などについて
第3回会議	2月9日	◎行政運営の仕組み(政策法務、行政手続、危機管理など) ◎他自治体などとの連携のあり方について
第4回会議	2月23日	◎住民投票制度について ◎町議会基本条例に基づく議会の役割・責務について

調査・研究チーム 小林 弘和 委員(桜丘2)

「自治基本条例っていったい何?」ですよね。ざっくり言うと「栗山町の町民による、町民のための自治体の理念であり、町政運営の基本方針みたいなもの」なのです。

「それではなぜ必要なの?」、今は国と地方のあり方が以前と大きく変わってきていて、国に頼るだけではなく、地方自治体がしっかりと自立していることが大事になってきています。町民、行政、議会が互いに役割分担をし、主体性を持って足りないところは協力し合う、それが地方自治であり、そのためのまちの憲法のようなものが自治基本条例です。

この条例に基づいて、おのおのが役割を果たしてこそ素晴らしい栗山町ができるのです。栗山町民であることに誇りと責任を持って生きていくためにも、自治基本条例はなくてはならないまちづくりの基本的なルールなのです。



後期高齢者医療制度

保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

■保険料率が変わりました ~平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします!~

○ 均等割 (被保険者が等しく負担します)	平成22・23年度 (年額) 44,192円	⇒	平成24・25年度 (年額) 47,709円 (3,517円増)
	平成22・23年度 10.28%	⇒	平成24・25年度 10.61% (0.33ポイント増)
○ 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	⇒	平成24・25年度 55万円 (5万円増)

◆ 保険料の計算方法 (平成24年度) ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (H23年中の所得-33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満は切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--------------------------

■保険料の軽減について ~次の①~③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます!~

※軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度	対前年比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	7,156円	約500円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ●単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	23,854円	約1,800円増
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	38,167円	約2,800円増

●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。 ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減
被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

均等割	9割軽減 (年額4,700円)
所得割	かかりません

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

問い合わせ

町税務課課税グループ ☎7505

町税などが コンビニで 納められます!

新しく4月から「町税納付書」に加え、町税や各種使用料などを町税納付書の「コンビニ受取用」欄に記載し、コンビニで納付することができます。

休日や夜間など役場や銀行の窓口が閉まっている時でも、お近くのコンビニで納めることができます。振込手数料も掛かりませんので、「仕事で忙しく、平日の昼間に納める時間がない」という方は、ぜひ、ご利用ください。

加えて全国の郵便局窓口、ゆうちょ銀行の払込機能付ATMでも納付できるようにしました。ご利用ください。

※なお①介護保険料②後期高齢者医療保険料③児童クラブ利用料④下水道事業受益者負担金⑤農業集落排水事業受益者負担金に5種については、利用できませんのでご注意ください。

納税通知書・納付書の形が変わります!

コンビニで使えるよう、これまでの納付書といくつか変更点があります。①バーコードを印字しています。

納付書のとり違いをなくし 正しく納めましょう!



②コンビニでの取扱上、納付書は納期ごとに一枚一枚分かれています。※ご利用の際は、記載されている②納期と③納期限をよくお確かめのうえ、必要な納付書だけをコンビニのレジにお出しください。

次のような納付書は、コンビニで納付することはできません。役場、継立出張所、角田農村環境改善センター、町内各金融機関をご利用ください。

- コンビニエンスストア用バーコードが印刷されていない納付書
- 1枚あたり30万円を超える納付書
- 使用期限を過ぎた納付書(町税は、納期限の20日後まで)
- 傷や汚れでバーコードが読み取れない
- 金額が訂正された納付書

問い合わせ: 町税納付書 ☎7506

国保からのお知らせ

高額な外来診療を受ける皆さまへ

4月1日から高額療養費の 取り扱いが変わります

今まで窓口で全額お支払いしていたものが、「限度額適用認定証」などを提示することで、外来診療の窓口で一定額以上を支払う必要がなくなります。

これまで
高額な外来診療を受けたとき、一カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきました。

4月1日から
限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります(ただし同一の医療機関に限ります)。

①70歳未満の方

◆必要な手続きについて
「限度額適用認定証」の交付申請が必要ですが、

◆病院・薬局などで提示するもの
「保険証」と「限度額適用認定証」を窓口に掲示してください。

②70歳以上の非課税世帯の方

◆必要な手続きについて
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。

◆病院・薬局などで提示するもの
「保険証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に掲示してください。

③70歳以上75歳未満の課税世帯の方

◆必要な手続きについて
事前手続きは必要ありません。
◆病院・薬局などで提示するもの
「保険証」と「高齢受給者証」を窓口に掲示してください。

平成24年3月31日以前に交付された「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても記載されている有効期限まで使用することができます。

なお、窓口で提示されない場合は、従来どおりの手続きとなります。



町住民福祉課住民保険グループ ☎7508 (ダイヤルイン)

元気が一番!

【問い合わせ】
町地域医療・保健対策室
☎ 2256

健(検)診を受け 健康な生活!

町では、国民健康保険に加入している40〜74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を重点とした特定健診を実施しています。メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、気づかないうちに進行し、動脈硬化の進行が早まり、心臓病や脳卒中など命にかかわる重大な病気を引き起こす原因になります。平成24年度の国の目標受診率は65%ですが、栗山町の平成23年度受診率の見込みは約20%で、まだまだ目標値までとどきません。年に一度、健診を受けてご自身の健康管理をしましょう!

2年連続受診で3年目は無料! 特定健診

人の体の状態は常に変化します。健診は毎年受診することが大切です。本年度より、「2年連続受診で3年目は無料」で受診できますので継続して受診しましょう。

■対象者
町が行う特定健診を平成22年度、23年度と連続して受診し、3年目にあたる本年度受診される方

*対象の方へ4月下旬に送付する受診券に「無料」と印字されています。

35歳から39歳の方は 生活習慣病予防健診!

健康管理は、若いころから習慣づけることが重要です。若年層の方を対象に特定健診と同様の健診を実施しますので必ず受診しましょう。

■対象者

国民健康保険に加入している年度内35歳から39歳の方

*対象の方へ4月下旬までに、受診券を送付します。

29歳と34歳の方は、生活習慣病予防健診・がん検診がなんと無料!

20代は、健診を受診する機会が少な

く、また、30代半ばから健診結果に異常値が出始めます。健康への関心と健(検)診受診を促進するため、次の方を対象に無料健(検)診を実施します。

■対象者
年度内29歳・34歳になる町民の方

■対象健(検)診
☆生活習慣病予防健診
☆胃がん・肺がん・大腸がん検診

*対象の方へ5月中旬頃、受診券を送付します。

任意予防接種の 対象年齢を拡大します!

子どもの健やかな成長を願って町が実施しています任意予防接種のうち、次の予防接種について、4月より対象年齢を拡大しましたので、まだ接種されていない方は早めに接種しましょう。



予防接種の種類	変更前	変更後
ヒブ	生後2カ月から 3歳未満	生後2カ月から 5歳未満
小児肺炎球菌		

*各種健(検)診・予防接種等保健事業の詳細については、今月折り込みの

「元気が一番!保健サービスガイド」
をご参照ください。

献血にご協力を!

移動献血車「ひまわり号」がお伺いします。皆さんのご協力をお願いします。

- ◆日時・場所 4月27日(金)
・南空知消防組合消防署
午前10時〜10時45分
- ・北海道介護福祉学校
正午〜午後1時
- ・JAそらち南継立出張所
午後1時25分〜2時25分
- ・栗山赤十字病院
午後2時40分〜4時



安易な受診はやめましょう!

- 「救急医療の適正利用」のため、休日などの安易な受診は控え、次のことに気をつけましょう!
- ①「夜のほうがすいていそうだから」は、止めましょう!
 - ②「昼間は仕事や用事があるから夜に行く」は、止めましょう!
 - ③体調が悪いときは、がまんせず、平日の日に受診しましょう!



健康のコラム



にしみ としひろ
にしみこどもクリニック院長 西見 寿博

この冬のインフルエンザを振り返る 〜ちょっと早いかな?〜

2011年〜2012年のインフルエンザの流行は2月下旬から3月にかけて次第に減少してきました。しかしまだまだ油断、安心はできません。例年、5月〜6月にも小さな流行がみられる事があるからです。今年の当院での流行をまとめてみました。

(1)インフルエンザワクチン接種

この冬のインフルエンザワクチンは昨年の新型も含み、接種量が3才未満は1回0.25ml、3才以上は1回0.5mlになりました。当院では昨年10月17日から今年1月末までを接種期間とし、接種者は延べ2011人になりました。日常診療も行っているため接種時間に制約があり、ご希望通りに接種できなかった方もいらしたかもしれません。昨年10月時点ではまだ早い?と思われたのか、開始後しばらくは接種される方は少なく、11月から12月にかけて急に多くなりました。

(2)インフルエンザの流行傾向

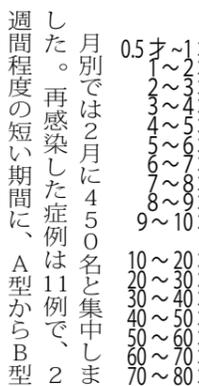
今年B型の流行が早い時期に始まりました。昨年12月1日から今年の3月10日までの当院でのインフルエンザ診断例は560人。例年と変わって今年B型がA型を上回りました。発症者のうちワクチンを1回接種された人は72人、2回接種は180人、未接種は306人、不明は2人でした(下図一)。

ワクチン接種の効果判定は難しい課題ですが、やはり未接種の方のインフルエンザ発症が多いように思えました。発症者の年齢分布は次の通りでした。(左図二)。

【図1 ワクチン接種回数ごとの発症数】

ワクチン	未接種	1回	2回	不明	合計
A型	148人	33人	87人	1人	269人
B型	158人	39人	93人	1人	291人
合計	306人	72人	180人	2人	560人

【図2 年齢ごとの発症数】



へ再感染した例もありました。A型、B型とも症状には大きな違いはありません。いずれも急な高熱で、ぐったり、身体の節々が痛むなどの全身倦怠感、ほっぺが紅くなる、食欲がないなどで来院されていました。

一方それほど高熱ではなく、見た目にはまだ元気そうだけど検査すると反応が出る例もありました。感染への関心が高くなったことが早期に診断されることに繋がっていると思われました。

また、脳炎・脳症や重篤な肺炎などの症状は、今年はみられませんでした。

(3)安静と、栄養・水分補給、そして薬
インフルエンザの感染はその人だけでなく、周りの人への影響も強いものです。インフルエンザに対しては予防接種があり、診断の助けとしての迅速検査や各種治療薬もあります。こんなにウイルス対応策ができていますが、それでも大きな流行が起こります。なぜでしょう。その理由はウイルスも生きていくために薬に負けない「耐性」という対策をとっているからです。

ウイルス感染との戦いは人類が生まれて以来、果てしなく続いているものです。その歴史の中で人類は自分の身体の中に「免疫」という対応策を構築してウイルスと戦うようになりました。「免疫」の力は日常生活の中では実感できるものではなく、確かに働いており、そのお陰で私たちは生存しているのです。

インフルエンザに感染すると「免疫」機構が働き、病気を治そうとします。治療薬はこの働きを助けるもので、けつし

て薬で完全に治る訳ではありません。感染したと感じるのは、自分の身体の中がいつもと違う状態を認識し、それに対応して身体が戦い始めているからです。その身体の戦いの一つが「熱が出る」という状態です。罹ったかなと思ったら、まず「安静」が大切です。無理せずゆっくり休み、水分を補うことが大切です。しかしインフルエンザ初期は高熱で、喉や関節の痛みが強く、眠れないほどです。そんなときは薬で少し熱を下げてあげるのも良いかもしれません。第1に「安静」、第2に「栄養・水分補給」、そして3番目に「薬」というのがウイルス感染への基本的な対応です。

(4)医者は何となく言われたい...
現代社会は何かと慌ただしく、私たちは無理をしがちです。薬を使ってウイルスをなくそうとしますが、そもそもウイルスを根絶することはとても困難なことです。良い薬ができていざ耐性菌が出現してきます。私たちが「油断」するとすぐに力を盛り返し、流行してしまいます。

私たちとウイルスとは「戦い」ではなく「共存」という心構えが必要です。日頃から体力や気力を充実・維持しておくことが大切なのです。そのための基本は、古くから言われているように「手洗い・うがい」であり、「早寝・早起き・朝ご飯」です。今では朝食をきちんと摂れているの?と心配になる子どもたちを時々見かけるほどです。

◆ ◆ ◆
少しづつ暖かくなりました。新学期を迎え、みんなが新しい気持ちになる時期です。今年も病気などに負けず、希望に満ちた健康な日々を過ごせるようにしましょう。

※栗山町地域医療協議会のご協力により、町内で開業している医師・歯科医師・薬剤師さんによる「リレー方式」で連載しています。

議会の動き

第2回栗山町議会定例会において
次の議案が審議されました。
(3月1日招集)



議案

- ▼栗山町カルチャープラザ条例の一部を改正する条例
2階研修室Aに冷房設備を完備したことから、新たに冷房料金を徴収するため改正するものです。
- ▼栗山町児童クラブ条例の一部を改正する条例
平成24年3月31日をもって角田保育所が閉所となることから、4月1日以降、どんぐり児童クラブを角田小学校に移動し、引き続き実施するため改正するものです。
- ▼乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
児童福祉法の改正により、知的障害児通園施設などの通所による支援を行う施設が、児童発達支援センターに一元化されることに伴い改正するものです。
- ▼栗山町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者生活支援サービス等の事業見直し、および介護保険料の改定を行うため改正するものです。
- ▼栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例
公営住宅の入居者資格のうち、法改正

- ▼栗山町第5次総合計画の一部変更について
平成25年度までの事業として、農業体質強化基盤整備促進事業を追加するものです。
- ▼平成23年度栗山町一般会計補正予算(第7号)
2億3503万7千円を追加し、総額77億4466万円となりました。主な内容は、除雪対策費6069万7千円や農業体質強化基盤整備工事2億8656万円の追加のほか、各事業費の確定による減額などです。
- ▼平成23年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
483万3千円を減額し、総額18億3101万1千円となりました。主な内容は、共同事業拠出金などの確定見込による補正です。
- ▼平成23年度栗山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
234万円を減額し、総額10億4805万円となりました。主な内容は、委託料・工事請負費や長期償還利子の減額などです。
- ▼平成23年度栗山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
234万4千円を減額し、総額1億5326万円となりました。主な内容により廃止された同居親族要件および単身者の入居要件を、引き続き維持するため新たに規定を追加するものです。
- ▼栗山町農業振興基金条例を廃止する条例
中山間地域等直接支払交付金による基金を事業化し、低コストほ場整備支援事業など合計17事業に利息を含む基金全額を充当したことから廃止するものです。
- ▼栗山町農業情報システム条例を廃止する条例
平成4年度に農家各戸に整備した多機能ファックス機器、気象ロボットなどの施設を廃止するものです。
- ▼北海道市町村総合事務組合規約の変更について
事務を共同処理する団体の変更に伴い改正するものです。
- ▼第5期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
老人福祉法および介護保険法に基づき、平成24年度から平成26年度までの業計画を策定するものです。
- ▼財産の無償譲渡について
社会福祉法人栗山ゆりの会に貸し付けしている2つのグループホームを無償譲渡するものです。
- ▼町道の認定及び廃止について
共和中里線など5路線を新たに認定し、雨煙別本線など3路線を廃止す

- は、長期償還元金および利子の減額などです。
- ▼平成23年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第3号)
92万6千円を追加し、総額1億4483万円となりました。主な内容は、施設用燃料費や共済組合負担金の追加などです。
- ▼平成23年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第5号)
2094万2千円を減額し、総額13億1767万4千円となりました。主な内容は、介護サービス給付費の減額などです。
- ▼平成23年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
346万6千円を追加し、総額1億7466万1千円となりました。内容は、後期高齢者医療広域連合納付金確定による追加などです。
- ▼平成23年度栗山町水道事業会計補正予算(第2号)
収益的収入に1122万9千円を追加し、収入総額4億3066万8千円、資本的収入から1029万1千円を減額し、収入総額4190万2千円となりました。
- ▼栗山町第5次総合計画の一部変更について
平成24年度予算にかかる主要事業の追加15件、事業期間の変更6件、名称変更1件、政策項目の変更1件で平成

- るものです。
- ▼固定資産評価審査委員会委員の選任について
任期満了に伴い、新井房澄氏(朝日3)が再任されました。
- ▼栗山町課設置条例の一部を改正する条例
地域包括支援センターに関する業務を地域医療・保健対策室から住民福祉課へ変更するため改正するものです。

- 24年度各会計予算審査特別委員会へ審議され、本会議で可決されました。
- ▼平成24年度栗山町一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、北海道介護福祉学校特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算
以上については、平成24年度各会計予算審査特別委員会へ審議され、本会議で可決されました。
- ▼栗山町営バス運行条例の一部を改正する条例
平成24年8月1日から滝下線および日出線の2路線をデマント(予約お迎え)方式とし、継立線など4路線についても運行形態の見直しを行うものです。
- ▼職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
職財政健全化の観点から、平成20年4月から実施している職員給与の削減項目のうち、住居手当、管理職手当および通勤手当の削減期間を1年間延長するものです。
- ▼栗山町税条例の一部を改正する条例
震災復興財源確保のため地方税法の改正に伴い、たばこ税の税率などを引き上げるものです。

報告

- ▼平成24年度栗山町土地開発公社予算の報告について
- ▼平成24年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画の報告について
- ▼第3次栗山町障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

意見書

- ▼医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書
本件は可決され、関係省庁へ提出されます。

どなたでも傍聴できます

農業委員会「平成24年度総会」のお知らせ

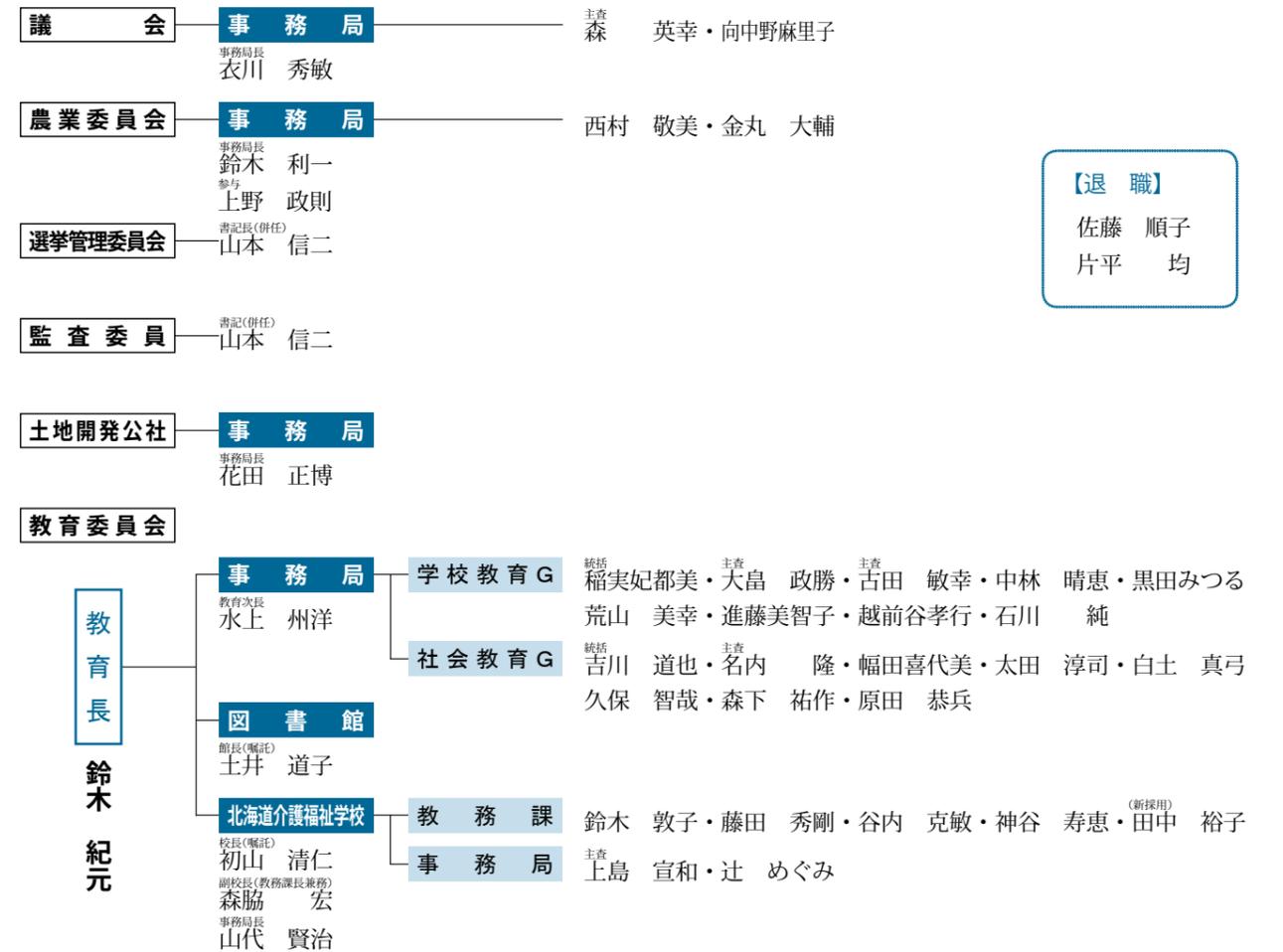
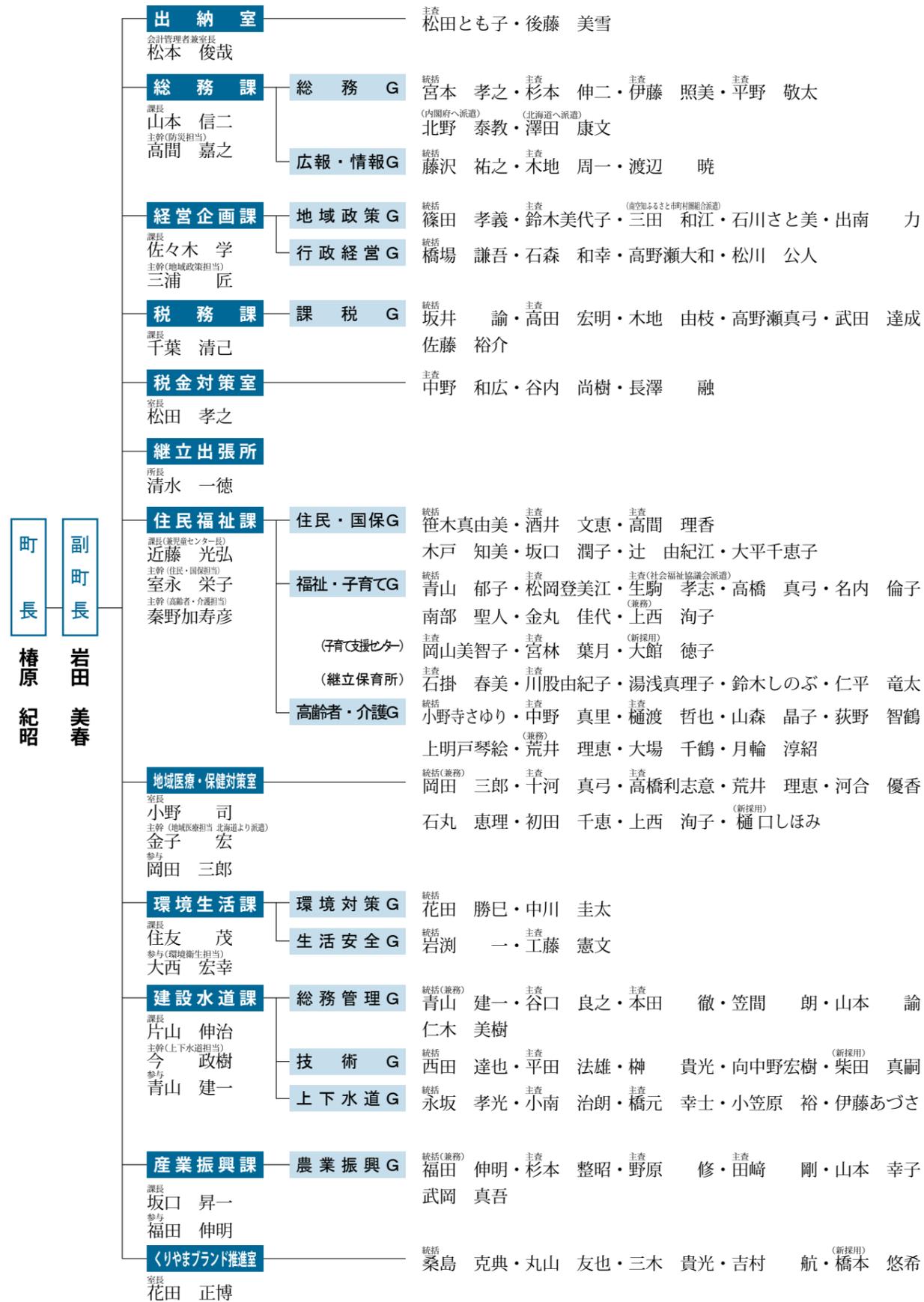
▼平成24年度総会開催日

月	総会日	時間	場所
4月	26日(木)	9:30～	役場新庁舎 3階 第1会議室
5月	30日(水)	9:30～	
6月	28日(木)	9:30～	
7月	30日(月)	9:30～	
8月	30日(木)	9:30～	
9月	27日(木)	9:30～	
10月	30日(火)	9:30～	
11月	29日(木)	9:30～	
12月	27日(木)	15:00～	
1月	30日(水)	15:00～	
2月	27日(水)	9:30～	
3月	28日(木)	9:30～	

【問い合わせ】
町農業委員会事務局 ☎7518

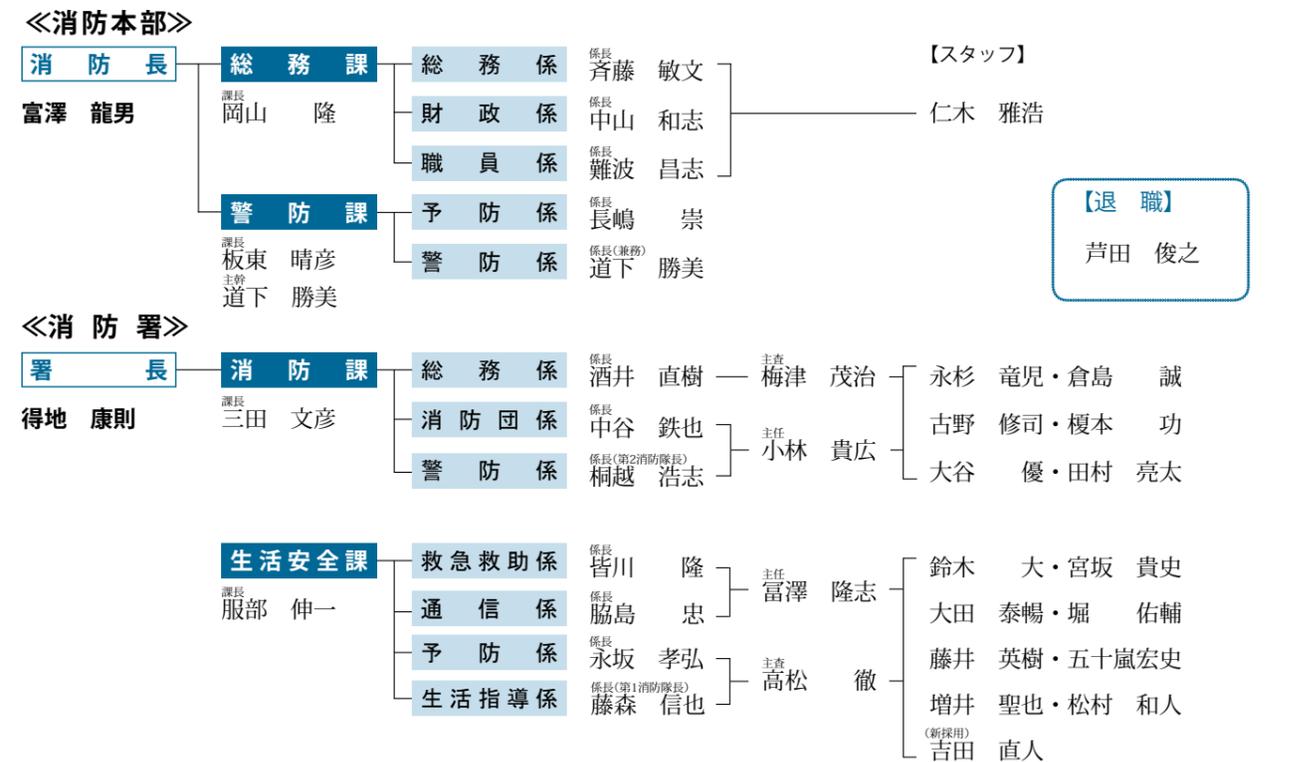
町職員の配置

平成 24 年 4 月 1 日現在



【退職】
佐藤 順子
片平 均

南空知消防組合職員配置 平成 24 年 4 月 1 日現在



学校職員の異動

【転出】()内は新任校

- 校長
 - 継立小 奥村 昌利 (岩見沢：第二小)
 - 継立中 伊藤 祐輔 (赤平：豊里小)
- 教頭
 - 栗山小 高橋 信 (深川：多度志中)
- 教諭
 - 栗山小 鈴木 通子 (定年退職)
 - 大類 章彦 (岩見沢：東小)
 - 杉浦 友昭 (由仁：三川小)
 - 中泉 政範 (三笠：三笠小)
 - 大崎 竜一 (岩見沢：美園小)
 - 生田 直弘 (岩見沢：幌向小)
 - 木下 佳江 (夕張：ゆうばり小)
 - 森山 圭吾 (石狩：花川南小)
 - 角田小 伏田 祐和 (岩見沢：メープル小)
 - 富石 由華 (岩見沢：第一小)
 - 継立小 多谷ゆう子 (南幌：南幌小)
 - 栗山中 川津 昭典 (定年退職)
 - 佐藤みどり (定年退職)
 - 加藤 範子 (三笠：三笠中)
 - 池亀 浩二 (長沼：南長沼中)
 - 井上 大輔 (岩見沢：東光中)
 - 木村 直純 (岩見沢：栗沢中)
 - 村上 美華 (岩見沢：美流渡中)
 - 木村 美保 (美唄：南美唄中)
 - 継立中 藤田 浩司 (岩見沢：清園中)
- 養護教諭
 - 栗山小 小山さち子 (定年退職)
- 事務職員
 - 角田小 西 千秋 (長沼：北長沼小)

(敬称略)

【転入】()内は前任校

- 校長
 - 継立小 庄野 澄江 (妹背牛：妹背牛小)
 - 継立中 木村 尚之 (岩見沢：光陵中)
- 教頭
 - 栗山小 岩田 克範 (岩見沢：第一小)
- 教諭
 - 栗山小 鈴木 通子 (再任用)
 - 斎藤 正樹 (南幌：再任用任期更新)
 - 桜井 寿人 (岩見沢：南小)
 - 片岡 啓充 (岩見沢：志文小)
 - 菅原 真弓 (夕張：ゆうばり小)
 - 鳴海 洋之 (岩見沢：美園小)
 - 角田小 中西 寛嗣 (岩見沢：美園小)
 - 継立小 玉田 恵 (岩見沢：中央小)
 - 栗山中 松本 浩幸 (南幌：南幌中)
 - 平井 数矢 (美唄：美唄中)
 - 有坂 隆之 (南幌：南幌中)
 - 渋谷 慎治 (美唄：美唄中)
 - 今野 信彦 (夕張：夕張中)
 - 宮崎 里佳 (岩見沢：美流渡中)
 - 歌代 敏久 (美唄：美唄中)
 - 継立中 堀 文彦 (岩見沢：光陵中)
- 事務職員
 - 栗山小 能登 進 (長沼：北長沼小)
 - 角田小 中村修太郎 (栗山：栗山小)



4月のあそびの広場

子育て支援センター「スキップ」 ☎ 1280

- 【ひよこグループ】
 - 日時 4月10日(火) 午前10時30分～11時30分
 - 内容 親子あそび
 - 対象 0歳～1歳5カ月児とその保護者
- 【こあらグループ】
 - 日時 4月24日(火) 午前10時30分～11時30分
 - 内容 親子あそび(フレイバルーン)
 - 対象 1歳半～就学前までの幼児とその保護者
- 【パクモグ相談】
 - 日時 4月20日(金) 午前11時～正午
 - 内容 栄養相談・試食 ※希望される方は午前10時30分から試食作り(要予約)
 - 対象 就学前の幼児とその保護者
- 【子育て講座】
 - 日時 4月27日(金) 午前11時～11時30分
 - 内容 絵本の紹介・読み聞かせ ※事前予約はいりません。
- 【育児サークルまめっこ】
 - 日時 4月5日(木)・19日(木)

【土曜開放】

- 日時 4月28日(土) 午前10時～正午
 - 内容 遊戯室遊び・絵本読み聞かせ
 - 対象 就学前の幼児とその保護者
- 子育て支援センターは4月より午前10時～正午・午後1時～3時の開放となります。尚、毎週木曜日は正午～午後1時の開放も行います。

『子ども・子育て心の相談室』がお引越し

4月より、役場から子育て支援センター(児童センター2階)にお引越しすることになりました。お気軽にご利用ください。☎ 090・9521・4851 月曜～金曜日(祝祭日のぞく)



相談員 大館徳子

急な用事やお仕事、リフレッシュなど、困ったときに

お子さんを預かります。



小学生

【栗山・角田・継立地区各児童クラブ】
◆申し込みは 1年～6年生
児童センター ☎ 72-0801
継立児童クラブ ☎ 75-2032
町住民福祉課 住民福祉グループ ☎ 73-2222

場所	栗山～児童センター内 角田～角田小学校内 継立～継立保育所内	
開設時間	学校のある日	放課後～18:30
	学校のない日	8:00～18:30
利用料 (保険料別途)	5時間未満	300円
	5時間以上	500円

就学前

【栗山いちい保育園一時保育】 1歳から
◆申し込みは ☎ 72-1572

開設時間	8:00～18:00 月曜～土曜日(祝祭日を除く)	
利用料 (給食費別途)	3歳未満	1時間 300円
	3歳以上	1時間 250円

【栗山めぐみ幼稚園一時保育】 2歳から
◆申込みは ☎ 72-4914、72-1459

開設時間	7:30～19:00 月曜～土曜日(祝祭日を除く)	
利用料 (給食費別途)	1時間 300円	

春の火災予防運動がはじまります
○期間 4月20日(金)～30日(月)
○統一標語 「消したはず 決めつけないでもう一度」
「住宅用火災警報器」の設置率調査 戸別訪問を実施します
住宅火災による死者の低減を図るため、平成23年6月1日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。
消防では「住宅用火災警報器」の未設置住宅への設置を粘り強く働きかけています。ポスター配布など火災予防PRを実施するとともに、各家庭の設置状況の調査を行います。みなさんのご協力をよろしくお願ひします。
○期間 平成24年4月
○調査員 消防職員、消防団員、消防嘱託職員
*調査員は身分証明証を携帯しています。調査員が消火器や住宅用火災警報器の販売をする事はありません。悪質な訪問販売には十分注意してください。
◇問い合わせ◇ 消防署生活安全課予防係 ☎ 0150



4月のイベント

北海道に自生する植物・野草花・ポストカード展

～飯塚修氏所蔵コレクション～
日程／4月1日(日)～11日(水)

てってって広場

～親子一緒に簡単な物作り～
日時／4月3日(火)、17日(火) 10:30～17:00
3日・・・新聞あそび
17日・・・こどもの日制作～ぷくぷくこいのぼり

くりやま老舗まつり「本格手打ちそばまつり会場」

日程／4月14日(土)・15日(日)
☆酒蔵まつり限定酒販売
☆北の錦試飲会・甘酒サービス
☆栗まんじゅう・きびだんごなどお土産販売
☆きびだんごサンプルプレゼント(お子様のみ)
☆みそおでん・やきとり・から揚げ・ぎょうざなどなど

高野勝義氏「美・くりやま紀行」写真展

～栗山とその周辺をとらえた彩り～
日程／4月12日(木)～30日(月)

大好評!手打ちそば

毎週金曜日は、おそばの日!
4月は6日・20日・27日です。

街かど介護相談

日時／毎週金曜日 11:00～14:00

カイロ施術会

日時／毎週金曜日 11:00～14:00

【問い合わせ】まちの駅「栗夢プラザ」

☎ 5515・FAX 5535
ホームページ
<http://www.kurimu-plaza.com/>
開館時間 10:00～17:00

2012 栗山公園だより4月号 vol.49

栗山公園・4月29日(日)10:00～ なかよし動物園オープン!

栗山公園がついにオープンします。オープンイベントをたくさん企画しています。ぜひ来てくださいね。



【イベント案内】
10:00～
先着200人のお子さんに『お菓子』をプレゼント(お一人1個)
11:00～
先着100人の大人の方に『ダリアの球根』をプレゼント(お一人1球)

おもしろイベント企画中!

このほかにも、ポニーやうさぎにエサをやる『パクパクタイム』などイベントを予定しています。
くわしくは、下記のホームページをごらんください!



【問い合わせ】
栗山公園案内所 ☎ 0706
指定管理者 たかはしダリア

最新情報を簡単アクセス
<http://t-daria.com/parktop>



こんにちは!

消費生活相談室

ご相談は南空知消費生活相談室へ

■日時／毎週月・木曜日 13:00～16:00
■場所／勤労者福祉センター
■栗山消費者協会／☎ 3581

ネットショッピングによる トラブルを未然に防ぐ



インターネットを活用した買い物(ネットショッピング)により、お店に行くことなく、家の中にいたままで商品を購入できるようになりました。しかし、便利な反面、商品が届かなかったり、購入した商品を返品しようとしても、店と連絡がとれなかったりと問題が起きてしまうこともあるようです。トラブルを未然に防ぐためにも、購入する前に次の点を確認しましょう。

- 商品広告の画面や取引の履歴は印刷物や電子情報で保存する。
- 返品できる条件や、利用規約、店舗の住所、電話番号などの連絡先が表示されているか確認する。
- 注文完了前に表示される確認画面で注文内容を確認する。
- 『商品が届かない』トラブルを避けるには、着払いや後払いが有効。

【問い合わせ】町くりやまブランド推進室 ☎ 7516



全町一斉清掃

4月22日(日) 午前7時から

春の全町一斉清掃

■日時
4月22日(日) 午前7時～
※午前6時45分に打ち上げ花火で合図します(小雨決行、雨天中止)。
※詳しくは、各町内会・自治会経由でお知らせします。

自転車のルール違反に対し指導が強化されます

昨年、大阪地裁で、自転車車が安全確認をせず国道を横断したことが自動車による死亡事故を誘発したとして「自転車の運転者に実刑判決」が出されました。全国各地で自転車運転のルール違反に対処されています。本町においても、この春から自転車のルール違反に対し指導が強化されますので、その前に自転車の交通ルール・マナーを確認しましょう。

1 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは、**車道通行が原則になります**。

ただし、例外として次の場合は歩道通行できます。

① 道路標識などで指定された場合
② 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
③ 車道または交通の状況から見てやむを得ない場合

2 自転車は車道の左側に寄って通行

しなければなりません(右側通行は禁止です)

自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合などを除き、路側帯を通ることができません。その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄り

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

① 飲酒運転は禁止
② 二人乗りは禁止
③ 夜間はライト点灯
④ 信号を守る
⑤ 交差点での一時停止と安全確認
⑥ 傘をさしながら、または携帯電話を使用しながらの運転は禁止

7 「並進可」標識のある場所以外では、並進は禁止

5 子供はヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児を自転車に乗せるときは、乗用ヘルメットを着用するようにしましょう。

6 自転車に乗る前に点検しましょう

ブレーキ・ライト・タイヤの空気圧など乗る前には、必ず点検しましょう。

■野犬掃とうを実施します!

放し飼いの犬は、野犬とみなし捕獲処分しますので放し飼いを控えてください。



「三角コーナー用ごみ袋(穴あき)」は、製造枚数の少なさや原料確保などの理由により、生産ができなくなりました。つきましては、今ある在庫だけで販売終了とさせていただきますので、ご理解をお願いします。

・町推奨「三角コーナー用ごみ袋(穴無し)」は、生ごみ指定袋に入れることができます。その場合は、穴を開けて使用しても構いません。

・市販されている三角コーナー用袋は生ごみの指定袋に入れることはできません。



毎年、好評を博している栗肥土販売

※注意ください。

期間 4月1日(日)～9月30日(日)

場所 町内全域

■堆肥「栗肥土」春の特別販売

日時 4月14日(土)、28日(日)
午前9時30分～11時30分

場所 町役場車庫前

価格 10kg袋 300円